

近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度の実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、韓国、台湾、香港、中国（上海、浙江、広東、北京、大連）（以下、「対象地域」という。）から福井県への観光客誘致を促進するため、小松空港、富山空港および中部国際空港等（以下、「近隣空港」という。）と対象地域を結ぶ航空便を利用した、団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアー（以下、「訪日旅行ツアー」という。）の造成、販売、催行を委託対象の旅行業者に対して委託し、その企画費および広告費等として、送客人数および宿泊数に応じて旅行業者に委託料を支払うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（委託対象者）

第2条 委託の対象となる事業実施者は、対象地域において適法に旅行業を営む旅行業者であり、かつ、訪日団体および個人旅行の取扱いができる者、または日本国内において旅行業法および同法施行規則による旅行業の登録を受けている事業者とする。

（対象とする訪日旅行ツアー）

第3条 新たに造成を委託する訪日旅行ツアーは次のとおりとする。

次の①から③に規定する訪日旅行ツアーを造成、販売、催行すること。

①次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに出発し、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する8名以上の団体旅行ツアー。なお、「8名」には日本国外から渡航する添乗員を1名まで含み、日本に居住する添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。

イ 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに出発し、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する個人旅行ツアー。但し、1箇月累計で8名以上実施することとし、1箇月の単位は当月1日から当月月末までとする。

②対象地域における利用空港の条件

対象地域の空港を発着空港として利用する訪日旅行ツアーであること。

③日本国内における利用空港の条件

小松空港または富山空港、中部国際空港を日本到着または日本出発に利用する訪日旅行ツアーであること。但し、運休、減便等により、対象地域から小松空港、富山空港、中部国際空港のいずれの空港についても、日本到着または日本出発に利用が困難な状況と県が判断する場合、関西国際空港を日本到着または日本出発として利用する訪日旅行ツアーを対象とする（特例措置）。

2 訪日旅行ツアーの帰国日については令和9年3月8日までに出国すること。

3 県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成等を受けていない訪日旅行ツア

一であること。

4 日本の居住者を対象としたツアーでないこと。

（委託料の額等）

第4条 次の表に掲げる額、条件に従い、予算の範囲内において事業実施者に委託料を支払う。

金額	上限	備考
送客人数1名1泊につき 金5,000円を乗じた金額	送客人数、宿泊数の上 限はない。	近隣空港の片道・往復利用の区分 による、委託料の増減はない。

（訪日旅行ツアー造成等の申出）

第5条 事業実施者は、以下の記載に従い、当該制度の受託者（以下、「事業受託者」という。）に訪日旅行ツアー造成等の申出書・事業計画書（様式第1号）を提出し、事業受託者から訪日旅行ツアー造成等の委託を受けなければならない。

申出期間	申出先	宛先
事業受託者決定から令和9年2月 28日の前営業日までの間	事業受託者	株式会社Luc JAPAN Email: fukui-1@luc-ad.com

- 前項の申出は、送客を開始する日の前日（前日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに提出すること（必着）。申出前に行われた送客については、訪日旅行ツアー造成等の委託対象としない。但し、令和8年4月1日から令和8年5月28日までの送客については、事業受託者決定後14日以内（土日祝日を含まない）まで申出可能であるが、予算状況や審査の結果、委託対象とならないことがある。
- 訪日ツアーの対象期間が複数月に渡る場合、送客開始日から送客終了日までの期間を3か月以内とし、送客開始日は出発日を基準とすること。

（委託の決定および通知）

第6条 前条の申出があった場合、事業受託者はその内容を適当と認めるときは訪日旅行ツアー造成等の委託を決定し、委託決定通知書（様式第2号）により事業実施者に通知するものとする。

なお、審査は申出の到着順に行うこととし、訪日旅行ツアー造成等に係る委託料が県の予算額に達した時点で申出の受付を終了する。

（事業の変更または中止）

第7条 事業実施者は、訪日旅行ツアー造成等の委託を受けた事業計画の内容を変更または中止する場合や、旅行日程等に変更が生じる見込みとなった場合は、変更となる送客の開始前に変更内容等をメールにて事業受託者に連絡し、その承認を受けなければならない。

（委託内容の変更）

第8条 事業受託者は、事業実施者に事業の進捗状況等について照会することができる。

このとき、事業実施者は、照会を受けてから14日以内に事業の進捗状況、今後の見込み等について、メールで回答しなければならない。

2 事業受託者は、前項または第7条による変更内容等を審査し、委託内容を変更することができる。

3 前項に規定する場合において、事業受託者は、事業実施者に通知するものとする。

（実績報告等）

第9条 事業実施者は、訪日旅行ツアー造成等の委託を受けた訪日旅行ツアーの完了日（福井県内の旅行ツアー終了日が基準）から起算して14日以内または令和9年3月8日のいずれか早い日までに、事業の成果を実績報告書（様式第3号）および請求書（様式第5号）に関係書類（旅程表の写し（任意様式）、宿泊施設の責任者（支配人等）が発行する旅行商品名、宿泊人数および宿泊日数を確認できる書類の写し（様式第4号または任意様式））を添えて、事業受託者に提出しなければならない（必着）。

2 第5条2項但し書きによる申出が認められた訪日旅行ツアーについては、委託の決定を受けた日から起算して14日以内に、前項に定める書類を事業受託者に提出しなければならない（必着）。

（委託料の支払等）

第10条 事業実施者から前条の実績報告があった場合、事業受託者は検査を行い、適当と認めるときは、申出者が指定する銀行口座へ事業受託者より委託料を日本円により振り込む。

2 委託料の支払いに必要とする送金手数料は、事業実施者が負担するものとし、その支払いは委託料から当該手数料を控除することにより行うものとする。

（遂行状況の報告）

第11条 事業受託者は、訪日旅行ツアー造成等を委託した事業実施者に対し、必要があると認める場合、委託事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の報告の結果、訪日旅行ツアーが委託の要件を満たしていない、または訪日旅行ツアーの実施が困難であると認める場合は、委託決定を取り消すこととする。この場合、委託料は支払わない。

（委託の決定等の取消しおよび返還）

第12条 事業受託者は、委託料の支払を受けた事業実施者がこの要綱の規定に違反したとき、または訪日旅行ツアー造成等の申出書・事業計画書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、委託決定を取消し、既に支出した委託料の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第 13 条

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 28 日から施行する。